

令和2年1月31日

愛媛県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 野志 克仁 様

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会
会長 恒吉 和徳



令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について(報告)

令和2年1月23日に開催した標記懇話会の意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

意見内容

後期高齢者医療制度は、平成20年の制度開始から12年が経過しようとしており、安定的な制度運用が図られているものと思われまます。

しかしながら、後期高齢者医療の被保険者数は増加の一途をたどっており、また、医療技術の高度化等に伴い医療費は更に増大していくことが見込まれます。

このような状況の中、広域連合では被保険者の健康寿命の延伸や医療費適正化を図り、安定した制度運営に努めることが重要となつてまいります。

このことから、当懇話会では、下記に掲げる事項について格別の御配慮をいただき、今後の制度運営に反映していただくことを要望いたします。

記

- (1) 令和2・3年度の保険料率の改定は、国の軽減特例の段階的な廃止や、現役世代の人口減少に伴い後期高齢者の負担率を引き上げたことなどが保険料の引き上げの主な要因で、年金収入額が低い被保険者の保険料の増加割合が高くなること懸念されるが、広域連合では、愛媛県が設置する財政安定化基金を最大限活用し、できる限りの措置を講じたものと理解する。今後も引き続き、国の動向等を注視し、保険料の上昇抑制に努めていただきたい。
- (2) 令和2年度から実施される保健事業と介護予防の一体的実施に当たっては、健康診査や歯科口腔検査診査が基礎データとして大切になることから、関係機関等と連携し受診率の向上に努めていただきたい。

以上